



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月25日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告.....	6

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和3年3月25日

滋賀県監査委員	有村 國俊
〃	奥 博
〃	村尾 慎哉
〃	藤本 武司

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和2年度の財務事務の執行およびその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

監査実施対象機関名	監査実施年月日
-----------	---------

消防学校	令和3年1月29日
政策研修センター	令和3年2月18日
近代美術館	令和3年2月18日
琵琶湖環境科学研究センター	令和3年2月18日
琵琶湖博物館	令和3年2月18日
精神保健福祉センター	令和3年2月18日
食肉衛生検査所	令和3年2月18日
動物保護管理センター	令和3年1月14日
中央子ども家庭相談センター	令和3年2月5日
彦根子ども家庭相談センター	令和3年2月18日
大津・高島子ども家庭相談センター	令和3年2月18日
平和祈念館	令和3年2月18日
総合保健専門学校	令和3年2月18日
看護専門学校	令和3年2月8日
リハビリテーションセンター	令和3年2月18日
近江学園	令和3年2月18日
衛生科学センター	令和3年2月18日
淡海学園	令和3年2月1日
計量検定所	令和3年2月18日
工業技術総合センター	令和3年2月18日
東北部工業技術センター	令和3年2月18日
高等技術専門校	令和3年2月8日
男女共同参画センター	令和3年2月18日
病虫害防除所	令和3年2月18日
家畜保健衛生所	令和3年2月18日
農業技術振興センター	令和3年2月18日
畜産技術振興センター	令和3年2月18日
水産試験場	令和3年2月18日
北川水源地域振興事務所	令和3年1月12日
総合教育センター	令和3年2月18日
びわ湖フローティングスクール	令和3年1月25日
図書館	令和3年2月5日
河瀬中学校	令和3年1月26日
守山中学校	令和3年1月18日
水口東中学校	令和3年2月18日
膳所高等学校	令和3年2月18日
大津清陵高等学校	令和3年2月18日
大津清陵高等学校馬場分校	令和3年2月18日
堅田高等学校	令和3年2月9日
東大津高等学校	令和3年2月18日
北大津高等学校	令和3年2月18日
大津高等学校	令和3年2月18日
石山高等学校	令和3年2月18日
瀬田工業高等学校	令和3年2月18日
大津商業高等学校	令和3年2月18日
彦根東高等学校	令和3年2月18日
河瀬高等学校	令和3年1月26日
彦根工業高等学校	令和3年2月18日
彦根翔西館高等学校	令和3年2月4日
長浜北高等学校	令和3年2月2日

虎姫高等学校	令和3年2月18日
伊香高等学校	令和3年1月21日
長浜農業高等学校	令和3年2月18日
長浜北星高等学校	令和3年2月2日
八幡高等学校	令和3年1月15日
八幡工業高等学校	令和3年2月18日
八幡商業高等学校	令和3年1月15日
草津東高等学校	令和3年2月18日
草津高等学校	令和3年2月18日
玉川高等学校	令和3年2月18日
湖南農業高等学校	令和3年2月18日
守山高等学校	令和3年1月18日
守山北高等学校	令和3年2月18日
栗東高等学校	令和3年1月22日
国際情報高等学校	令和3年2月18日
水口高等学校	令和3年2月18日
水口東高等学校	令和3年2月18日
甲南高等学校	令和3年2月18日
信楽高等学校	令和3年2月18日
野洲高等学校	令和3年1月22日
石部高等学校	令和3年1月14日
甲西高等学校	令和3年2月18日
高島高等学校	令和3年1月12日
安曇川高等学校	令和3年1月12日
八日市高等学校	令和3年2月18日
能登川高等学校	令和3年2月18日
八日市南高等学校	令和3年2月18日
伊吹高等学校	令和3年1月21日
米原高等学校	令和3年2月18日
日野高等学校	令和3年2月1日
愛知高等学校	令和3年2月18日
盲学校	令和3年2月18日
聾話学校	令和3年2月18日
北大津養護学校	令和3年2月18日
鳥居本養護学校	令和3年2月18日
長浜養護学校	令和3年2月18日
長浜北星高等養護学校	令和3年2月2日
草津養護学校	令和3年2月5日
守山養護学校	令和3年2月18日
甲南高等養護学校	令和3年2月18日
野洲養護学校	令和3年2月18日
三雲養護学校	令和3年1月14日
新旭養護学校	令和3年2月18日
八日市養護学校	令和3年1月29日
愛知高等養護学校	令和3年2月18日
甲良養護学校	令和3年2月4日
大津警察署	令和3年1月25日
草津警察署	令和3年2月18日
守山警察署	令和3年1月18日
甲賀警察署	令和3年2月18日

近江八幡警察署	令和3年2月18日
東近江警察署	令和3年2月18日
彦根警察署	令和3年1月26日
米原警察署	令和3年2月18日
長浜警察署	令和3年2月18日
木之本警察署	令和3年2月18日
高島警察署	令和3年2月18日
大津北警察署	令和3年2月9日

(注) 令和3年2月18日の監査実施は書面監査による。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 近代美術館

庁舎管理業務委託において、本来の落札候補者を最低制限価格に満たないとして失格としたため落札決定が取り消されている事例および予定価格を超えた金額で契約したため契約相手方の決定が取り消されている事例が認められた。

今後は、再発防止策を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 東北部工業技術センター

試験研究用設備機器の利用に係る使用料および依頼試験に係る手数料において、現金の出納中に発生した余剰金を公金外で保管し、出納中に不足金が発生した場合に当該余剰金で補填している事例が認められた。

今後は、現金収受の際の金額確認を徹底するなど違算金の発生防止に努めるとともに、違算金が生じた場合には適正な事務処理を徹底されたい。

(3) 大津商業高等学校

物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が3点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)においても同様の指導事項が判明している。

早急に供用物品の状況を把握し供用物品一覧表を整理するとともに、処分手続を確実にを行い、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。

(4) 長浜北星高等学校

物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が2点認められた。さらに、昨年度の財務監査(定期監査)においても同様の指導事項が判明している。

早急に供用物品の状況を把握し供用物品一覧表を整理するとともに、処分手続を確実にを行い、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。

(5) 草津高等学校

物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が1点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)において廃棄されていたことが判明し、処分手続の必要性を認識していたにもかかわらず、処分手続が行われていない物品が1点認められた。

今後は、処分手続を確実に行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。

(6) 湖南農業高等学校

物品の購入等に係る経費の支出について、前年度以前に購入した物品の支払いがされていない事例が3件見受

けられたほか、支払いが遅延している事例が多数見受けられた。

今後は、事前の物品購入伺いを徹底するとともに組織による予算の執行管理を徹底されたい。

(7) 守山高等学校

物品の管理において、供用物品一覧表に記載されている物品を抽出し、保管状況を確認したところ、現物を確認できない物品が1点認められた。さらに、過去の財務監査(定期監査)において廃棄されていたことが判明し、処分手続の必要性を認識していたにもかかわらず、処分手続が行われていない物品が1点認められた。

今後は、処分手続を確実にを行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) 入校者の更なる確保について(高等技術専門学校)

高等技術専門学校(以下「専門学校」という。)においては、近年入校者数が減少傾向にあり、令和元年度は、普通課程では定員50人に対して入校者数19人(入校率38%)、短期課程では定員190人に対して入校者数113人(入校率59%)と、定員を大きく下回っている。

施設設備や指導職員等の経営資源が、定員に応じた規模であることに鑑み、経営資源の効率的・効果的な活用の観点から、現状において、運営上、課題があると考えられる。

専門学校では、入校者の確保および県内企業の人材確保に向けて、令和元年度から令和2年度において、生産CAD科やICT技術科の設置など大幅な再編が行われたところであるが、今後、再編の効果を最大限に生かして、入校者の更なる確保に取り組む必要がある。

については、ハローワークや高等学校との更なる連携強化により再編によるカリキュラムの充実をはじめとする専門校の魅力を広く周知することによって、入校者の更なる確保につながりたい。

また、求職者の安定した就労の実現と、県内産業が求める人材育成に資するため、県内雇用状況や定員の充足状況を踏まえた現状分析を行い、カリキュラムの見直しや改善など、不断の見直しに取り組まれない。

(2) 北川第一ダム周辺地域整備事業について(北川水源地域振興事務所)

北川水源地域振興事務所(以下「事務所」という。)は、平成25年3月27日に滋賀県と高島市が締結した「北川第一ダム建設事業の一旦中止に伴う周辺地域整備事業の実施に関する覚書(以下「覚書」という。)」および「事業計画」に基づき、北川第一ダム建設事業の一旦中止決定に伴う影響を緩和するため、ダム周辺地域の生産基盤の振興や生活環境の整備を図る22事業、47工区の周辺整備を実施してきた。

事務所は、事業計画に基づき、県道改良・修繕事業や河川維持管理など、高島市は市道改良や生活環境整備など、それぞれの役割に沿って事業を実施している。

事業全体の進捗率は、令和元年度末で83.0%、令和2年度末(見込み)で85.2%となっており、今後はこれまで整備した事業の成果も活用したダム周辺地域の更なる活性化が望まれる。高島市において取り組まれている様々な地域振興策と相まって、住民生活の向上や地域の魅力創出に資するよう引き続き県と高島市がしっかり連携し、事業の完成に向けて着実に取り組まれない。

(3) 長期保全計画の対象外とされた学校施設の更新および情報の共有化について(全県立学校・教育委員会事務局教育総務課)

県立学校の施設については、平成27年度時点の県の調査において、築40年以上経過した施設が延床面積ベースで4割近くあり、老朽化が著しいものも多く見受けられる。これらの施設は、予防保全などを計画的に行う長期保全計画の対象外とされており、必要な耐震補強工事等は行われているものの、雨漏りや給排水設備の故障など、実際に支障が生じた場合に、その都度、事後的・部分的に、修繕工事に対応している状況である。

今回、監査を実施した県立学校においても、例えば、教室の床面の歪みや階段のコンクリートのひび割れ、風雨が廊下に吹き込み、滑りやすくなっている状況、水漏れが原因でプールが使えないなど、様々な実態を確認したが、いずれについても、長期保全計画の対象外であり、学校現場では、いつ修繕や更新ができるのか先が見込めない状況であった。

厳しい財政状況下ではあるが、こうした長期保全計画対象外の施設について、計画的な修繕や更新を先送りすれば、生徒の学習環境に重大な支障を来すとともに、あわせて複数の施設を一時期に更新せざるを得ない事態も

想定されるなど、予算執行における平準化の観点からも課題があると考えられる。

ついては、生徒が安全・安心に学べる学習環境を確保するため、長期保全計画の対象外とされた学校施設の更新について、今後の県立学校のあり方ともしっかりと連動しながら、計画的に対応できるよう早急に検討されたい。

また、このことにより、学校現場において、施設の改善に係る今後の見通しを立てることが可能となり、ひいてはライフサイクルコストの縮減および予算の平準化にもつながるものと考えられる。

ついては、こうした視点を踏まえて、教育委員会事務局と学校現場が施設の修繕・更新に係る情報を共有化できる仕組みづくりについても併せて検討されたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月25日

滋賀県監査委員	有	村	國	俊
〃	奥			博
〃	村	尾	慎	哉
〃	藤	本	武	司

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査執行対象機関名	南部土木事務所
監査執行年月日	令和2年6月24日
監査結果報告年月日	令和2年9月1日
監査の結果	平成28年度第B212-2号幸津川服部線補助道路整備工事において、「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」に定める設計変更協議書が適切に作成されなかったことにより、設計変更の内容を組織内で十分に共有することができず、変更契約の一部が受注業者に指示されていなかった。この結果、契約に係る設計どおりに施工がされていないにも関わらず、契約書どおりに契約額が支払われている事例が認められた。 今後は、組織による工事事務の進行管理と、十分な監督、検査を徹底されたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	令和2年7月に「土木工事の設計変更等に関する取扱い要綱」、「設計書作成マニュアル」などを再確認する研修会を実施し、工事事務、監督、検査の徹底を図ることとした。今後もこの取組を継続して行っていく。 また、課・係で工事事務の情報を共有するとともに、課題のある事案については、所属長を交えて毎週水曜日に開催している「業務課題共有タイム」などで、情報共有と対策検討を行うこととしている。

監査執行対象機関名	高島土木事務所
監査執行年月日	令和2年6月24日
監査結果報告年月日	令和2年9月1日
監査の結果	河川占用許可事務において、担当者でない者が申請書を受け付け、正規の手続きを経ることなく無断で許可書を作成し発行している事例が認められたので、公印の適正管理を徹底されたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	滋賀県公印規程(昭和55年滋賀県訓令第4号)に基づき、管守者および公印取扱主任の事務を再度徹底するとともに、公印を保管する印箱は使用の都度、公印取扱主任が管理する保管場所から取り出すこととしている。 加えて、公印と公印以外の印を同じ印箱で管理しないことにした。 上記の取組を令和2年2月から実施しており、今後も継続して行っていく。

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

監査結果報告年月日	令和2年9月1日
監査の意見	

不適切な事務処理再発防止について(甲賀森林整備事務所・琵琶湖環境部森林政策課・森林保全課)

平成27年度から平成30年度に滋賀中央森林組合において発生した13件の不適正事案は補助造林事業に関する事案であったことから、その事業について森林組合、森林整備事務所、琵琶湖環境部森林政策課、森林保全課など関係図の提出を求めたところ、事業の事前計画提出から補助金の支出までの一連の流れおよび法令に基づく常例検査・認定検査の実施や指導などの体制はしっかりできていると考えられる。

今回の不適正な事案の発生原因は同一人物が長期間、同じ地域を担当するなど属人的な要因とそれを管理できていない森林組合組織体制の要因が大きい。一方で全体の6割の補助金の申請・確認事務が年度末の2月、3月に集中し、限られた人員、時間で全ての現場の執行状況と関係帳簿類を限なく確認することは物理的に不可能であったことも要因の一部であるとの説明であった。

これらの原因分析の適否について森林組合が関係者および第三者を含めて設置する再発防止計画実行監理委員会にて徹底的に研究され、森林組合の内部牽制体制を確立させるとともに、年度末に補助金申請・確認事務が集中しないよう年間を通じた平準化を行い、申請内容を十分に確認できる仕組みを整えるなど具体的に再発防止に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(甲賀森林整備事務所)

滋賀中央森林組合が設置した不適正事案再発防止計画実行監理委員会が令和2年5月12日、6月3日、7月2日、7月30日、8月27日に開催され、当事務所職員も委員として不適正事案の発生原因の分析を行うとともに、その結果を基にして、「不適正事案再発防止計画」の策定に加わった。

今後は、不適正事案再発防止計画の実行状況を監視するとともに、実行による成果や新たに発生した課題の検証を行い、同計画をより効率的な内容にして業務の改善を図ることとした。

また、補助金申請の平準化を図るためとして、当事務所も森林組合の進捗会議に参画し、事業の進捗管理と技術的指導を併せて実施している。

(琵琶湖環境部森林政策課)

不適正事案再発防止計画実行監理委員会に専門家(中小企業診断士)を派遣し、再発防止計画の実効性を高めるための指導を実施するとともに、再発防止の取組の継続性を確保するため、森林組合の組合長、専務理事に対してヒアリングを実施し、課題への対応を指導した。

併せて、毎年実施している常例検査の日数を従来の3日から1日増やし、再発防止策の定着、内部牽制の状況を確認した。

今後も、同委員会に専門家を派遣して原因の分析、研究を進めるとともに県下8組合が参加する県内森林組合広域合併検討会で策定される「滋賀県森林組合変革プラン」において、不適正事案の発生を防止するためのコンプライアンス対策として位置づけられた取組、監査体制の強化(滋賀県森林組合連合会に内部監査室を設置、森林組合監査士の育成)、統一的な研修制度の創設を支援することなどにより、適正な事務が執行されるよう指導に努める。

(琵琶湖環境部森林保全課)

補助造林事業における事前計画書の運用改善を行い、事業内容を県が正確に把握し、書類検査においては施業履歴の確認や森林経営計画の適合など、可能な事項については事前に確認を行い年度末の作業の軽減を図った。

補助金申請の運用については、令和3年度から申請期限を前倒しすることで、検査期間に余裕を持たせ、申請内容を十分に確認できるよう制度の変更を行うこととした。

また、作業道の履歴については、これまで紙の台帳で確認作業を行っていたが、地理情報システムに作業道の作設履歴のデータを令和2年度中に整備することで、作業道の履歴の確認作業の軽減を図ることとした。

さらに、令和2年度には、国補助金を活用し、ドローンによるリモートセンシング技術の導入による検査業務の省力化にむけての実証事業を行っており、今後、実績データを蓄積し、現地検査の省略といった検査業務の省力化を進めることとした。

併せて、補助事業者に対しては、年間を通じた計画的な事業実施を強力に指導し、事務手続、現場作業、補助申請の平準化を進めた。

